

令和8（2026）年度

滋賀医科大学 看護師特定行為研修

特定行為区分・行為追加コース研修生
募集要項



滋賀医科大学

滋賀医科大学看護師特定行為研修 概要

1. 滋賀医科大学の理念及び使命

(理念) 滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。

- (使命)
1. 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成する。
 2. 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信する。
 3. 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献する。

2. 沿革

高齢化の進展、医療の高度化・複雑化が進む中で、それぞれの医療従事者が高い専門性を發揮しつつ、互いに連携し、患者さんの状態に応じた適切な医療を提供することが求められています。こうした中、今後の医療を支えていくためにチーム医療を推進し、医療介護総合確保推進法により、保健師助産師看護師法の一部が改正され、2015(平成27)年度に「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設されました。この制度は、看護師が医師の判断を待たずに、事前の指示(手順書)により行う一定の診療の補助(特定行為)を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としています。これは、チーム医療の推進の観点から業務範囲が見直され、現在21区分38行為の研修が定められています。本学は、将来の医療を支える特定行為ができる看護師を育成するために、2016(平成28)年2月10日付で、厚生労働省が指定する指定研修機関となりました。

3. 滋賀医科大学における特定行為研修の教育理念

本学は、県下唯一の医科大学として、看護教育を通して地域医療の質向上に貢献することを目指します。また、特定行為を行う看護師としての社会的責任と役割を自覚し、新たな臨床看護の発展に寄与することのできる看護師を育成します。

【教育目標】

- 1) 高度医療や地域医療の場において、特定行為に必要な臨床判断を、包括的にできる能力（知識、技術、態度）を養う。
- 2) 特定行為を適切なタイミングに、倫理的、かつ安全に行える能力（知識、技術、態度）を養う。
- 3) チーム医療のアウトカムが最大となるよう、多職種の専門性を尊重し、協働による問題解決できる能力（知識、技術、態度）を養う。
- 4) 医学的視点と看護学的視点を融合した新たな看護展開ができ、標準化する能力を養う。

4. 研修の特色

各学会認定の指導医・専門医資格などを有する医師と特定看護師・専門看護師・認定看護師による講義、演習、実習を行います。より高度な知識や技術が習得できるよう、本学の医学部教育と融合して、より高度な実践を展開できる新しい看護師教育に取り組んでいます。例えば、共通科目はe-ラーニングをベースにして勤務と両立しやすくするとともに滋賀医科大学内外の教員による特色ある研修とを両立しています。さらに解剖見学実習や医療面接、医学教育・高度救急処置シミュレーターを使用した実践ながらの実習を行い、医科大学として特徴のある看護師特定行為研修を実施しています。また、特定行為を実践するための基盤づくりや特定行為の指導者として必要な知識・技術・態度を学びます。本学特定行為研修修了者は、将来のキャリアにあわせて、特定行為区分の追加履修が可能です。

5. 開講する特定行為区分

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメカリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

* 血糖コントロールに係る薬剤投与関連については、糖尿病専門医が指導者となること。

* 区分毎に選択してください。

* パッケージ修了者は、免除された行為を選択できますが、該当区分内の免除行為を全て選択してください。一部のみの行為の選択はできません。

※ 注意 受講希望者が1名の特定行為区分は開講しません。

6. 研修内容と時間数

区分別科目	時間数 (時間)	臨地実習症例数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	16	5症例以上
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	32	5症例以上×4行為
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	13.5	5症例以上
循環器関連	26.5	5症例以上×4行為
心嚢ドレーン管理関連	10.5	5症例以上
胸腔ドレーン管理関連	18	5症例以上×2行為
腹腔ドレーン管理関連	10.5	5症例以上
ろう孔管理関連	37	5症例×2行為
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	9.5	5症例以上
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	13.5	5症例以上
創傷管理関連	47.5	5症例以上×2行為
創部ドレーン管理関連	7.5	5症例以上
動脈血液ガス分析関連	25	5症例以上×2行為
透析管理関連	14	5症例以上
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	26	5症例以上×2行為
感染に係る薬剤投与関連	32	5症例以上
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	18.5	5症例以上
術後疼痛管理関連	11	5症例以上
循環動態に係る薬剤投与関連	39.5	5症例以上×5行為
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	41	5症例以上×3行為
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	19.5	5症例以上

1コマ=90分授業

*講義、演習、実習は、止むを得ない事情以外の欠席は、認められません。

*時間数は追加の場合があります。

*区分別科目においては、上記の時間数に加えて、臨地実習等の時間確保が必要です。

*臨地実習における経験すべき症例数は5症例ですが、指導者の判断等により症例数が追加される場合があります。

7. 研修期間（特定行為区分・行為追加コース）

令和8年6月29日（月）～令和9年3月31日（水）

原則平日の8時50分～17時50分。（延長の場合有り。）

まれに土曜日に講義等を行うことがあります。

8. 研修方法と研修場所

e-ラーニング：「全日病SQUE e ラーニング看護師特定行為研修」を使用します。
(学内外で受講が可能です)

スクーリング：滋賀医科大学（区分別科目の講義、演習、実習）

臨地実習：原則、研修生の所属施設

※所属施設において、経験すべき症例数の確保が困難な場合等は、研修生の所属する施設の関連施設で臨地実習を行います。

※臨地実習を行う施設を「協力施設」として厚生労働省へ申請する必要があります。以下の協力施設要件を満たすことを確認できる書類を作成いただき、指定研修機関が取りまとめて厚生労働省へ申請します。

協力施設要件

- 1) 実習指導者*（医師の指導者1名以上を含む）を確保できること

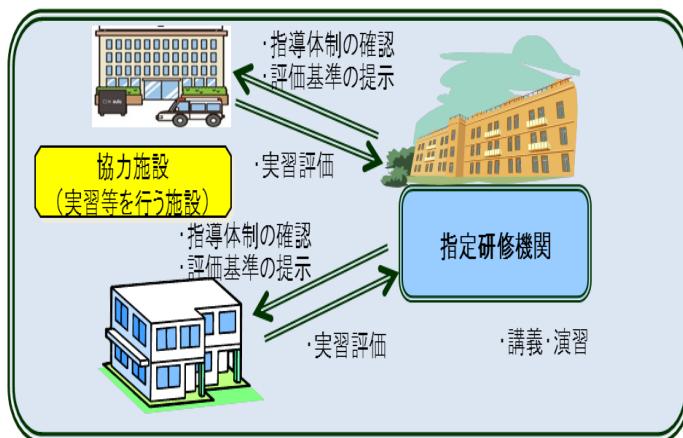
*指導者について

医師の指導者＝臨床研修指導医と同等以上の経験を有すること（臨床経験数7年（8年目）以上。

看護師の指導者＝特定行為研修を修了した看護師やこれに準ずる者として専門看護師、認定看護師
及び大学等での教養教育経験を有する看護師
など

- 2) 特定行為研修の実施責任者を配置していること
- 3) 緊急時の対応体制があること
- 4) 実習に係る医療安全管理体制があること
- 5) 実習に係る患者への同意説明、相談対応体制があること
- 6) 実習期間中、特定行為1行為につき5症例以上経験できること 等

＜指定研修機関以外で一部を講義、演習又は実習を実施する場合＞



出典：

指定研修機関の指定の申請に係る手続き等について
厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

9. 研修期間の延長について

臨地実習の症例経験数（特定行為毎に5症例以上）が不足する場合などは、7. 研修期間を最長で1年間、延長することができます。

10. 修了要件

修了要件は、区分別科目を履修し、科目修了試験、実技試験、臨地実習の観察評価などの科目毎の合格を条件とします。さらに、修了判定は、関係指導者と看護師特定行為研修センターで審議の上、特定行為研修管理委員会で行います。

令和8（2026）年度 滋賀医科大学看護師特定行為研修 区分・行為追加コース 募集要項

1. 募集定員

若干名

2. 応募資格

- 1) 滋賀医科大学特定行為研修修了者または滋賀医科大学医学部附属病院に勤務する特定行為研修修了者であること（特定行為研修中の者は除く。）
- 2) 保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること
- 3) 保健師、助産師及び看護師の資格取得後、通算3年（4年目）以上の実務経験を有すること
- 4) 所属施設の長及び所属部署の長の推薦を有すること
- 5) 学業（研修）優先で受講可能であること
- 6) 今後、特定行為を行い、看護の発展と社会貢献に意欲があること
- 7) 所属施設もしくは所属施設の関連施設で臨地実習を行うことができること
- 8) ご自身もしくは所属施設において、特定行為研修中の医療事故等を補償する賠償責任保険に加入している（する）こと

3. 出願手続き

募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）（必着）

募集要項請求方法

滋賀医科大学看護師特定行為研修センターホームページからダウンロードしてください。

<https://www.shiga-med.ac.jp/~tokutei/pg74.html>



出願提出書類

- 1) 特定行為区分・行為追加コース志願書（様式追加1）
- 2) 特定行為区分・行為追加コース受講希望（様式追加1 別紙1）
- 3) 特定行為研修修了歴（様式追加1 別紙2）
- 4) 特定行為区分・行為追加コース履歴書（様式追加2）
- 5) 特定行為区分・行為追加コース志願理由書（※）（様式追加3）
- 6) 特定行為区分・行為追加コース推薦書（※）（様式追加4-1）
- 7) 特定行為区分・行為追加コース受講同意書（様式追加4-2）
- 8) 特定行為区分・行為追加コース実習施設情報（様式追加4-3）
- 9) 特定行為研修標準コース臨地実習（他施設）実施承諾書（様式標準4-3 別紙）※該当者のみ
- 10) 特定行為区分追加・行為コース連絡先（様式追加5）
- 11) 看護師免許証の写し 1枚 ※A4サイズでコピーしてください。

- 12) 感染症抗体価確認用紙（用紙末尾の【記載について】を確認すること）
- 13) 専門看護師、認定看護師などの認定書、看護師特定行為研修修了証、臨地実習証明書、大学院などの学位記の写しなど証明となるもの 1枚
- 14) 特定行為研修受講審査料 10,000円（振り込みが確認できる物を提出。コピー可）
*受講審査料 振り込み先： 銀行名 滋賀銀行 濑田駅前支店
口座名義 国立大学法人滋賀医科大学
口座番号 普通 0463659

*出願内容の確認のため、看護師特定行為研修センターより連絡を行う場合があります。
電話番号・メールアドレスなどの連絡先は、楷書ではっきりと記載してください。
*提出された出願書類は返却しません。
*納入された受講審査料は返還できません。
*（※）本学特定行為研修開始時から 4 年以内且つ勤務先が同じ場合は、上記出願書類のうち、「5) 様式追加 3」及び「6) 様式追加 4-1」は、省略することができます。

出願書類提出方法

郵送のみ

封筒に「特定行為区分・行為追加コース志願書在中」と「朱書き」で明記し、「簡易書留」にて郵送してください。

出願書類送付先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学 看護師特定行為研修センター

4. 選考方法

書類審査

5. 選考結果発表

令和 8 年 2 月 13 日（金）頃

選考結果は、本人宛簡易書留にて発表日当日に郵送します。

電話、FAX、メールでのお問い合わせには応じられません。

6. 受講手続き（受講料納入）等

- ・選考結果の通知と一緒に受講予定者（合格者）に受講手続きの詳細をご案内します。
- ・案内に基づき、指定期日までに銀行振込により受講料全額（別紙参照）を納入してください。
- ・その他書籍などの費用が別途ご負担いただく場合があります。
- ・正当な理由なく期日までに納入されない場合は、選考結果が取り消されることがありますので、ご注意ください。
- ・一旦納入された受講料は返還できません。

（自己都合による研修の中止や取消もこれに該当します。）

- ・協力施設申請手続きは、臨地実習説明会にてご案内しますので、必ず参加してください。

開催日：令和 8 年 5 月 22 日（金）午後

参加方法：Web もしくは来校（滋賀医科大学）

- ・研修開始までにオリエンテーションを行います。
受講に係る各種手続きを行いますので、必ず参加してください。
- 開催日：令和8年6月12日（金）午後
参加方法：来校（滋賀医科大学）

7. その他

研修期間中に、所属施設が変わる（予定がある）場合、必ず当センターにご連絡ください。
研修の継続が可能であるか等の再審査を行います。

8. 個人情報の取扱い

国立大学法人滋賀医科大学は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令に基づいて、本学の業務である、教育、研究、医療、社会貢献、管理運営その他活動に必要な個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めております。

出願及び受講手続きのために取得した個人情報は、選考試験の実施、選考結果発表、受講手続き案内等、研修に係る必要な業務において使用します。なお、本学が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続きにより開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示、提供することはありません。

9. 本件に関するお問い合わせ先

滋賀医科大学看護師特定行為研修センター
〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
TEL：077-548-3573（平日9:00～17:00）
メール：tokutei@belle.shiga-med.ac.jp